

患者が安心して薬を使用できる方策の充実①

「お薬手帳」の活用による重複投薬等の防止(後期高齢者)

- 「お薬手帳」を活用して、医師及び薬剤師は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴等を確認

服薬支援の充実による飲み忘れ等の防止

- 服用する薬剤が多く、飲み忘れの多い患者等のため、
 - ①調剤時の薬の一包化の対象を拡大
 - ②患者が持参した薬剤の薬局での整理・服薬支援を新たに評価

(新) 外来服薬支援料 185点

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進

- 患者が後発医薬品を入手しやすくするため、後発医薬品を積極的に調剤する薬局(調剤率30%以上)を評価
- (新) 後発医薬品調剤体制加算 4点

患者が安心して薬を使用できる方策の充実②

後発医薬品の使用促進のため、処方せん様式を変更

処 方 せ ん

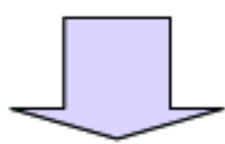
(この処方せんは、この保険薬局でも有効です。)

公費負担番号		保険番号	
公費負担医療の保険番号		保険番号 - 保険番号の記号・番号	
氏名	保険診療機関の所在地及び名称		
生年月日	年 月 日	男・女	電話番号
区分	療養病者	療養病者	保険医氏名
交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの発行期間	平成 年 月 日
処方せんの有効期限は、交付日から1年を超えないこととする。			
処方せんの記載事項は、処方せんの記載事項に準じて記載することとする。			
後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て不可の場合、以下に署名又は記名・押印			
保険医署名			
調剤年月日	平成 年 月 日	公費負担番号	
保険薬局の所在地及び名称		公費負担医療の保険番号	

備考 1. 「処方」欄には、薬名、用量、用法、用法の順に記載すること。その際、処方箋の同一成分の含有量異なる医薬品を処方する場合は、その成分の含有率を記載することとする。
2. この処方箋は、日本薬局方 A 及び B によること。
3. 療養病者及び公費負担医療に関する事項の記載に関する留意事項（昭和11年厚生省令第10号）第1条の公費負担医療について、
「公費負担医療」とあるのは「公費負担医療の保険診療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の保険医氏名」と読み替えるものとする。

【医師】

後発医薬品への変更が全て不可の場合、署名又は記名・押印



【保険薬局】

署名等がない処方せんの場合、患者の選択に基づき、記載された先発医薬品に代えて後発医薬品の調剤が可能